

労務単価引き上げを

建設関連団体が要望

建設関連14団体は1月31日の自民党「公共工事品質確保に関する議員連盟」の総会で、公共工事に関する

要望を伝えた。日本建設業連合会（日建連）や全国建設業協会（全建）は、技能者の処遇改善に必要な公共工事設計労務単価の引き上げを真っ先に挙げた。日建連は時間外労働の削減や労務・資材価格上昇に伴う価格転嫁への支援も要望。全建は労務費ダンピング防止につながる積算価格への上乘せなど予定価格の決定方法の見直しを求めた。

ほかの12団体は次の通り。

▽全国中小建設業協会▽全国建設産業団体連合会▽建設産業専門団体連合会▽建設コンサルタンツ協会▽全国測量設計業協会連合会▽全国地質調査業協会連合会▽コンサルティングエンジニア連盟▽日本道路建設業協会▽日本橋梁建設協会▽プレストレスト・コンクリート建設業協会▽全建総連▽全国ビルメンテナンスポリト連盟

政治連盟。

運用指針きよう決定へ

国交省 建設業団体ら意見反映完了

国土交通省は、改正公共工物品質確保促進法（公共工物品確法）に基づく発注関係事務の共通ルールとなる「運用指針」の改定内容を固めた。地方自治体や建設業団体への意見照会などの必要な手続きが完了し、最終的な改定本文案に反映させた。3日開かれる「公共工物品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」で申し合わせ、正式決定する見通しだ。自治体などの実務担当者の参考になる運用指針の解説資料も3月中にまとめ、4月から運用できるよう周知を徹底する。

＝1面参照

自民党の「公共工物品質確保に関する議員連盟」が開いた1月31日の総会で説明した。本文案の意見照会では362団体が計659件の意見を提出。骨子案の段階を合わせると2000

件超の意見が寄せられた。最終的な文言修正を見ると、「大雪」、週休2日で「施工条件など」を考慮事項として追記。積雪寒冷地の現場や、学校施設など土日だ

け工事が可能な現場の事情に配慮した。改正法で、品質確保や担い手の活動に対する国民の関心を高める広報活動を国と自治体の努力義務化したことから、具体的な方法を

明示。災害時に「地域の守り手」となる地域建設会社などの活動をウェブサイトやSNSで公開する取り組みを具体例に挙げた。VFM（バリュー・フォー・マネー）に沿った「総合的に価値の最も高い資材など」の採用では評価基準などを示すよう意見があり、今後の制度運用で対応する予定。

市町村レベルでの周知徹底を求める声が根強く、各自治体の実務担当者だけでなく首長の耳にも届くよう

な工夫が必要との意見もあった。品質議連の総会でも、能登半島地震の復興対応を念頭に、被災自治体の発注体制を中長期的に維持・強化するよう求める議員がおり、国交省の杓掛敏夫官房技術審議官は「市町村に運用指針を説明し、適切な発注ができるようにしていきたい」と答えた。

佐藤信秋参院議員は、災害時に道路啓開などの緊急対応に当たる建設会社の認知向上に向け、改正法に基づく広報活動の一環として、国負担で災害対応時に共通着用するユニホームを支給するなどの方向で調整していることを明かした。

25年02月03日 002面 01版 No.01

熱中症重篤化防止の 体制整備など義務化

厚生労働省は27日、熱中症の対策案として症状の重篤化を防ぐための体制整

備、手順作成、関係労働者への周知を罰則付きで義務化する方針を労働政策審議会（労政審、厚労相の諮問

機関）の安全衛生分科会に示した。熱中症の自覚症状があったり、熱中症になる恐れのある人を見つけたりした場合の報告体制を整え、関係労働者に周知してもらうことを想定。緊急連絡網、搬送先の情報や、身体

の冷却といった重篤化を防ぐ措置の実施手順を事業場ごとに作成・周知することも求める。

行強化、サプライチェーン

(供給網) 対策、商慣習の見直しで、価格転嫁や取引の適正化を促す考え。下請法と執行強化では、改正法案の早期国会提出を予定。

価格を一方的に決定し、下請事業者の利益を害する行為への規制を新たに設ける。従業員300人以下の企業への発注など、現行の資本金による区分以外にも規制の対象を広げる。手形での支払いを禁止したり、各事業の所管大臣に法違反行為に指導・助言する権限を付与したりする。

政府は下請振興法を改正し、発注者・受注者・再受注者の取引を適正化するための事業計画を認定する制度を検討。手数料や手形の割引料負担について、しわ寄せの実態を把握し状況を公表する。下請Gメンからの情報を踏まえた発注企業への注意喚起を続けていく。利益を損ねる商慣習の是正に向けた取り組みをフオロアップする。「下請け」という表現をやめ、下請事業者は「中小受託事業者」に改める方針だ。

下請法 勧告企業への措置検討

政府入札参加資格停止など

政府は、下請法違反として

勧告を受けた企業の補助金交付や入札参加資格を停止する措置の検討に入った。中小企業の価格転嫁や取引の適正化を進める対応の一環。24日の「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」(WG)で詳細を検討していく方針

を確認した。

補助金交付や入札参加資格停止を巡っては法改正が必要ないとされ、現行法や制度の運用で対処される見通しだ。下請法に基づく勧告は、2022年度に7件、23年度に13件、24年度は4512月で13件ある。自主的な申し出と一定の事由によ

って勧告が行われなくなる「自発的申出制度」の適用は22年度1件、23年度ゼロ、24年度2件だった。

政府は下請法の改正と執

再造林事業を加速

住友林業ら、事業
モデル早期確立へ

住友林業と三井住友信託銀行は、伐採跡地への再造林事業を加速する。共同出資会社の日本森林アセットを通じ、2030年までに国内で3000鈔の再造林を目指す。住友林業の森林経営の知見と三井住友信託銀行の信託スキームやネットワークを活用し、森林の取得から、再造林、Jークレジット創出までの事業モデルを早期に確立する。同行は27日、出資比率を5%から40%に引き上げた。

住友林業と同行は、経済性の高い持続可能な森林経営を実現に向け、Jークレジットを活用した将来的な森林ファンドの組成も視野に入れる。住友林業グループが組成し、三井住友信託銀行が参画する米森林ファ

ンドをモデルに、日本の森林資産のファンド化も検討。資金は、森林の環境的価値を評価する企業などの投資を活用する。

日本森林アセットは、個人や法人から再造林の計画がない伐採跡地の森林を取得し、循環型林業に取り組んでいる。今後、住友林業グループの他事業とのシナジー（相乗効果）創出に向け、木材・建材の製造工場や木質バイオマス発電所があるエリアなどでの土地の取得を進め、保有面積を継続的に拡大する。

実施計画 中期 強靱化

事業期間は5カ年

自民推進本部で 政府が方針説明 3月下旬にも素案

国土強靱化実施中期計画を巡る政府・与党の議論が本格化してきた。自民党が30日に開いた国土強靱化推進本部（本部長・佐藤信秋参院議員）の会合Ⅱ写真Ⅱで、政府は計画期間を5年めどとする方針を説明。中期計画の素案を3月下旬までに示す考えで、2月中旬には関係官庁に対し計画に盛り込む施策と事業の提出を求める予定だ。政府は6月までの計画策定を目指しており、同本部は提言の提出を視野に入れている。

中期計画は「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」の後継となる。中期計画を巡っては石破茂首相が今国会の施設方針演説で、15兆円規模の加速化対策を超える事業規模や6月までの策定を目指す考えを示している。

佐藤本部長の就任後、同

本部が会合を開くのは初めて。冒頭、昨年12月に急逝した足立敏之氏に黙とうをささげた。佐藤本部長は被害額が1000兆円に上るとする土木学会の首都直下地震の被害想定に触れ「21兆円の地震対策をすれば被害額を4割軽減することが期待できる」と述べ、十分



な事業量確保の必要性を強調した。

同本部は中期計画策定に向けた全体的な議論を行った。中期計画には防災・減

災のハード対策とともに、技術者育成支援やテックフォース（緊急災害対策派遣隊）の充実などのソフト施策も盛り込まれる見込み。28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故についても「検証し、再発防止対策

を踏まえる（政府関係者）という。

佐藤本部長は会合後、「全体のバランスを見てどの分野を加速すべきなどといったことを整理している最中だ」と述べた。議員からは災害が激甚化していることで「財政制約であれもできない、これもできない」というのはおかしな話だ。政府は加速化対策の成果を検証した上で、中期計画に盛り込む施策を決める方針。検証は内閣官房の「国土強靱化推進会議」が進めており、2月5日に開く次回会合で、詳細な検証結果と中期計画に向けた考え方を示す見通しだ。同会議は個別施策の95%が達成または達成見込みと評価。中期計画では「施策の重点化や施策間連携の強化に取り組む」としている。

中期計画の事業期間は、石破首相が規模感を示したことを受け3カ年などさまざまな意見が挙がっている。政府関係者によると「インフラ整備を伴うことを考えると3年では短い。7年は中途半端となるので5カ年が妥当」という見方も出ている。

技術者専任など金額要件

あすから引き上げ

国交省 建設業団体らに周知

建設業法で規定されている監理技術者などの専任義務をはじめとした建設業関係の金額要件が2月1日に引き上げられる。直近の工事費高騰に対応し、2023年1月の前回改定から2年余りの短期間での引き上げとなる。

監理技術者などの専任配置が必要な工事の請負金額は従来の4000万円（建築一式8000万円）以上から4500万円（9000万円）以上に変更する。

国土交通省は、金額要件の引き上げを反映する形で

特定建設業の許可や監理技術者の配置、施工体制台帳の作成が必要な下請金額は従来の4500万円（建築一式7000万円）以上から5000万円（8000万円）以上に引き上げる。下請の主任技術者の配置が免除される特定専門工事の下請金額の上限も従来の4000万円から4500万円に見直す。

「監理技術者制度運用マニュアル」を1月28日に改定し、建設業団体や発注関係機関に同日通知した。「建設業許可事務ガイドライン」も2月1日に改定し、関係団体・機関に同日通知する予定。

13立方メートルで、うち木造施設分は1万3073立方メートル（割合約35%）、非木造施設の内装などが2万3740立方メートル（約64%）だった。

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校を調査した。新築学校の内訳は木造108棟、非木造583棟。非木造のうち内装木質化が378棟だった。

木造の学校は「優しい木のぬくもりに包まれた学び舎」がコンセプトの山梨県身延町立身延中学校や、樹齢105年前後の村有林が使われた奈良県川上村立かわかみ源流学園などがある。木材を学校施設に使用したことでの23年度の炭素貯蔵量は約2・2万トンになるといふ。

公立学校施設 木材利用3.6万³m

文科省、23年度
新築70%486棟で

文部科学省は14日、公立学校施設に関する2023年度の木材利用状況を発表した。新築の学校施設691棟のうち、70%に相当する486棟で木材が使われた。整備された学校施設に使用された木材は3万68